

岩手県高等学校体育連盟 基本問題検討委員会規程

(名 称)

第1条 この会は、岩手県高等学校体育連盟基本問題検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称し、事務局を県高体連事務局におく。

(目 的)

第2条 検討委員会は、岩手県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）の運営について、その基本となる問題その他重要事項を審議し、県高体連の運営方針を立案することを目的として設置する。

(構 成)

第3条 検討委員会には、会長から委嘱された次の委員をもって構成する。

委員 長 （1名）

副委員 長 （1名）

委 員 （若干名）

(委員の任務)

第4条 委員長は検討委員会を代表し、会を招集し議長となり会務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

3. 委員は検討委員会を構成し、諮問事項を審議する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は県高体連役員の任期に準ずるものとする。

(経 費)

第6条 検討委員会に関わる経費は、県高体連の通常会計をもって充てる。

附 則

この規程は、平成14年4月19日から施行する。